

平成30年度

陳 情 書

【回答入り】

埼玉県特別支援学校PTA連合会事務局

埼玉県和光市広沢4-5

TEL 048-465-9780

FAX 048-460-1016

《教育委員会関係》

1. 学習環境の整備・充実について

特別支援教育を望む幼児・児童・生徒は、年々増加傾向にあります。そのため県内特別支援学校は、どこも過密状態で教室不足が恒常化しており、特別教室や会議室を教室に活用するなど適切な学習環境が整っていません。また、社会の変化や企業のニーズに対応するためには、高等部卒業後の継続的な学びや専門性の深化を目的とした高等教育の学びの場の新設が必要不可欠です。そこで以下の事を要望いたします。

①特別支援学校設置基準の制定に向けて、国への働きかけを強化してください。

回答（特別支援教育課）

特別支援学校設置基準に係る国の見解は、「特別支援学校については、在籍する児童生徒の障害の状態に応じ、必要となる施設や設備が様々であることなどから、その施設や設備について一律の基準を設けることは困難である」というものでございます。

県といたしましては、「学校設置基準」を含む特別支援学校の施設・設備の在り方について、他県とも連携を図りながら、引き続き、国との情報交換に努めてまいります。

②高等部単独校や分校の増設、既存校の教室増設をお願いします。また、新たな特別支援学校設置による県全体の過密解消効果の見通し状況を教えてください。

回答（特別支援教育課）

知的障害特別支援学校においては、都市部を中心に、依然として児童生徒数の増加傾向が続いていることから、平成33年4月の開校を目指して、県南部地域特別支援学校（仮称）の整備を進めているところでございます。この新たな特別支援学校設置による県全体の過密解消効果の見通し状況につきましては、通学区域の再編や近隣特別支援学校への弾力的な入学により、現在の過密状況が、一定程度緩和されるものと考えております。

今後の整備につきましては、現在、教育局内で進めております特別支援学校の施設・環境整備に関する計画策定検討会議での議論も踏まえて、児童生徒数の推移などを見極めながら、検討してまいります。

③高等部卒業後の継続的な学びの場の新設をお願いします。

回答（生涯学習推進課）

特別支援学校高等部卒業後の継続的な学びの場の新設についての御質問に対しても、市町村の生涯学習・社会教育担当者や社会教育主事等を集めた会議で、継続的な学びの場を目的とした取組事例を紹介し、普及啓発に努めているところでございます。例えば、狭山市で行われている「障害者青年学級 あげぼの教室」の取組や東京都小平市にある「訪問カレッジ@希林館」の取組について紹介しました。

高等部卒業後の継続的な学びの取組は、地域に根差した取組の実施が大切ですので市町村の担当者等に認識していただけるよう今後も事例の普及啓発等、適切に対応して参ります。また、国では、現在「学校卒業後における障害者の学びの推進」について、検討を進めておりますので、その動向を注視して参ります。

2. 教職員の資質向上について

近年さまざまな障害特性を有する幼児・児童・生徒や障害の重複化に十分対応できる環境づくりのためには、教職員の専門性の向上、人材育成が不可欠です。また、教職員の業務負担が大きく、国や県の推奨するワークライフバランスの観点からも大きくかけ離れた現状でもあります。そこで以下の事を要望いたします。

①多様な障害特性や教育的ニーズに対応した研修の機会・内容のさらなる充実をお願いします。

回答（特別支援教育課）

特別支援学校等に在籍している障害のある幼児児童生徒の多様な障害特性や教育的ニーズに対応するためには、教職員の専門性向上が不可欠であることは十分に認識しています。現在、初任者や5年経験者、10年経験者等を対象とした研修や臨時的任用者を対象とした研修の中で、特別支援教育や障害に関する現状や課題について幅広い内容の講義を設定しています。また、特別支援学校教諭の免許状取得を目的とした「免許法認定講習」については夏季休業中だけでなく、冬季休業中に講座を開設するなど研修の機会拡大に向けて取り組んでおります。今後も教職員一人一人の専門性と資質の向上のために、各学校や総合教育センターなどと連携を図りながら研修等の充実に取り組んでまいります。

②自閉症以外の障害についてもガイドブックを作成し、研修等で周知をお願いします。

回答（特別支援教育課）

「自閉症の理解と支援のためのガイドブック」は、県立総合教育センターにおいて、平成27・28年度の2か年で作成したもので、特別支援学校の管理職や教職員を対象とした会議や研修会等において、その活用について周知を図っているところです。自閉症以外の障害についてのガイドブックについては、今年度、聴覚障害の理解のための啓発リーフレット「聴覚障害のある子どもの支援のために」を作成し、市町村教育委員会及び県立特別支援学校などに送付し、その活用を促しているところです。これは、通常の学級等において、補聴器や人工内耳を付けている子供への合理的配慮や情報保障が課題となっている中で、教員や保護者等の障害理解が今まで以上に進むよう作成したものです。その他の障害種に係るガイドブック等の作成についても、今後必要に応じて研究してまいります。

③加配教員の確保や教職員定数基準等について、他県と協力して国へ働きかけてください。

回答（県立学校人事課）

国に対しては、「国の施策並びに予算に関する要望」（平成30年6月）をはじめ、機会を捉えて、教職員定数の基準の見直しなどを、引き続き働きかけてまいります。

3. インクルーシブ教育システムへの理解及び支援籍学習の推進について

障害のある人もない人も全ての人がお互いに人格と個性を尊重しながら、地域の中で共に手を取り合って安心して暮らすことのできる共生社会を築き上げる必要があります。その共生社会の実現に向けた支援籍学習は、小中学校の理解も進み参加児童・生徒の数も年々増加しています。しかし、受け入れる側の教職員の障害理解にはいまだばらつきがあり、小中学校教員の無理解な言動や受け入れ先が支援籍児童・生徒をお客様扱いする等、インクルーシブ教育システムの理解が不十分なことも多くあります。そこで以下の事を要望いたします。

①小中学校教員への特別支援学校での研修実施や障害者理解への研修体制の強化をお願いします。

②受け入れ側の学校や学級で、インクルーシブ教育システムへの理解のさらなる推進をお願いします。

回答（特別支援教育課）

共生社会の実現のためには、お互いの違いを認め合い、助け合いながら共に生きていくことが大切であり、教職員が障害への理解を深めることは重要と考えます。県では、小・中学校に新たに採用されたすべての教員に対して、特別支援学校での研修を実施し、実際に子供たちと触れ合いながら、障害への理解を深めております。また、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修等の年次研修において、小・中学校の教員に対して、特別支援教育に関する講義を行い、障害のある児童生徒への指導・支援の充実に努めております。

さらに、支援籍の実施に当たっては、特別支援学校の教員が受け入れ側の小・中学校で事前授業を実施するなど、教員や児童生徒も含めて障害への理解を深める機会を設けております。今後も、教員に対する研修や支援籍のさらなる充実を図り、インクルーシブ教育システムの推進に努めてまいります。

4. 医療的ケアの充実について

肢体不自由特別支援学校だけでなく、すべての障害種において医療的ケアの必要な幼児・児童・生徒が増えてきています。しかし、各学校に配置されている看護教員や看護師の人数は十分とは言えず、保護者による付添いやケアの実施、校外行事等への保護者の同行が求められています。合理的配慮の提供の観点からも、すべての医療的ケアの必要な幼児・児童・生徒が安心・安全に学校生活を送ることができることを希望します。そこで以下の事を要望いたします。

①看護師資格を有する教員の別枠採用のため、引き続き国に対して働きかけを強化するとともに、昨年度の陳情を踏まえた進捗状況を報告してください。

回答（特別支援教育課・県立学校人事課）

別枠による看護教員の定数措置については、引き続き強く国に要望してまいります。

昨年度より、人工呼吸器管理が必要な児童生徒の痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアについては、一定の条件が整えば、個別に判断の上、看護教員が実施できることとなりました。今後も、専門医や校長等からなる医療的ケア運営協議会等において、保護者待機の要件や特定行為以外のケア等について審議を進めるなど、安全性に配慮しながらも保護者の負担軽減が少しでも図られるよう、他県の先進事例も参考に継続的に検討してまいります。

教員につきましては、小学部・中学部は義務標準法、高等部は高校標準法により配置しておりますが、看護教員の定数の制度化につきましては、引き続き国に働きかけてまいります。

②校外行事への看護教員の同行について、各学校の状況を踏まえた「校長の判断で実施できる」場合の具体的な条件を教えてください。

回答（特別支援教育課）

各学校の状況には、児童生徒の健康状態や保護者の医療的ケアについての考え方、校外行事の目的地や周辺の医療環境、校内の医療的ケアの体制や在籍する学級や学年の状況など、様々な要件が含まれるものと考えます。そのため、校長が総合的に判断して実施するものとしております。

国の有識者会議においても、校外行事で医療的ケアを実施する際の考え方などの検討を行っておりますので、県としても引き続き国の動向に注視してまいります。

5. スクールバスの運行について

安全かつ柔軟なスクールバスの運行が確保され、幼児・児童・生徒が安心してスクールバスに乗車できるよう、以下の事を要望いたします。

①幼児・児童・生徒及び保護者が安心してスクールバスを利用するためには、障害特性を理解した運転手・乗務員の確保が必要です。引き続き、入札条件等の見直しをお願いします。

回答（特別支援教育課）

スクールバス運行業務委託契約の仕様書において、運転手や添乗員に対して児童生徒等の障害特性を理解するための研修を受けさせることを、契約の相手方に義務付けております。入札説明書において仕様書を示し、障害特性を理解した運転手・添乗員の確保を入札参加者に求めています。

運転手や添乗員に問題があった場合には、契約の相手方に対して個別に研修を実施するよう申し入れ、当該研修への県の担当者の立会いや研修報告書を県へ提出させるなど指導しております。

運転手や添乗員の障害特性への理解が深められるよう、引き続きバス会社を指導してまいります。

②保護者がスクールバスの位置確認ができるよう、GPS 機能等の設置をお願いします。

回答（特別支援教育課）

今年度、一部の学校のスクールバスにおいて、バス位置情報に関する実証実験を実施しています。実証実験の結果も参考にしながら、バスの位置確認の方法について研究してまいります。

③家庭の事情で送迎ができず部活動に参加できない生徒のために、スクールバスの部活動時の運行をお願いします。

回答（特別支援教育課）

現在の厳しい財政状況においては、部活動のためのスクールバスの運行は困難です。御理解ください。

6. 特別支援教育におけるICT活用について

発語や感情表出が難しい幼児・児童・生徒、また聴覚障害のある幼児・児童・生徒にとっては、ICTが言語やコミュニケーションの代替でもあり、その活用は必要不可欠なものとなってきております。ICT活用の充実のために、以下の事を要望いたします。

①タブレットを中心とした効果的な授業の推進ができるよう研修の充実を一層お願いします。

回答（特別支援教育課）

障害のある幼児・児童・生徒にとって、ICT機器の活用は大変効果的なものであると認識しています。タブレット端末のアプリケーションを活用した指導については多くの学校で取り込まれ成果も上がっています。平成26年度には、総合教育センターで「特別支援教育におけるICT活用」というテーマで研究を行い、タブレット端末を活用した効果的な授業について紹介しております。

また、特別支援教育課では、今年度から「特別支援学校の新たな学び推進プロジェクト」を始め、研究指定校が、次期学習指導要領を踏まえた主体的・対話的で深い学びの実践研究に取り組んでいます。その事業の一環としてタブレット端末を始め、ICT機器を効果的に活用した実践研究にも取り組んでいます。さらに、9月には、全県の特別支援学校よりICTの活用を推進する先生方を募り、「特別支援学校のICT教育推進連絡会」を開催し、先進事例の紹介やグループ協議などを行いました。

各学校においてもICT機器の効果的な活用について、実践的な研修会を行っているところですが、引き続き各学校と連携を図りながら取り組んでまいります。

②特別支援学校へタブレットやパソコン等のICT機器の整備・拡充をお願いします。

回答（特別支援教育課）

タブレット端末については、県の事業の中で少しずつ整備してきたところです。今後も引き続き関係課と連携を図りながら、必要なICT機器の整備・拡充について検討して参ります。

③校内のネットワーク環境の整備充実をお願いします。

回答（高校教育指導課）

平成31年1月から新たに学校間ネットワークのシステムを更新し、運用を始めたところです。今後も、厳しい財政状況ではありますが、必要な予算の獲得に尽力し、校内のネットワーク環境の整備充実に努めてまいります。

【視覚障害特別支援学校】 《塙保己一》

1 寄宿舎生活を支える施設並びに人員の確保・充実について

本校の児童生徒の通学には、全県学区ゆえの遠距離・長時間という一般的な大変さに止まらず、視覚をはじめ様々な障害により一層の困難を伴っています。そのため、多くの児童生徒が寄宿舎を利用しています。また、どの舎生も入舎後は寄宿舎生活を通じてお互いに切磋琢磨し、大きな安心感と学びの機会を得ています。

しかし、現在の寄宿舎容積では、宿泊希望者全員を受け入れる部屋数が不足している状況が続いています。今年度は78名の児童生徒が全泊の入舎を希望していますが、部屋数不足のため、全泊の達成率は47パーセントとなっている現状があります。遠方に居住し通学が困難な児童生徒であっても、週に1泊しか舎泊ができず、他の日は多くの時間を費やし、支援を受けながら登校している現状があります。

そのため、児童生徒並びに保護者の切実な希望を実現するための環境整備が喫緊の課題となっております。また、食事や生活全般に支援を必要とする舎生を中心に寄宿舎の利用・学びの機会が制約される実情にありますので、以下の事を要望いたします。

①寄宿舎の宿泊施設の増設をお願いします。

回答（特別支援教育課）

寄宿舎は、自宅からの通学が困難な児童生徒等のために、身辺処理や生活技術の向上、集団生活への適応、社会的自立に必要な能力や態度の育成などを目的とした教育活動を行う場であり、その教育的意義は大きいものと考えております。今後は、学校からの聴き取りを実施するなど現状把握に努めるとともに、その在り方についても引き続き研究してまいります。

②寄宿舎生活を支える寄宿舎指導員のさらなる充実と宿直補助員制度の継続をお願いします。

回答（県立学校人事課）

寄宿舎指導員の配置については、引き続き標準法に則り、適切に対応してまいります。なお、宿直補助員の増員につきましては、厳しい県財政状況から困難でございますが、現在の予算規模を維持できるよう、引き続き努力してまいります。

2 視覚障害当事者である教育相談員の配置について

本校に在籍する全ての児童生徒には視覚障害があり、登下校等の移動を含め、日々の生活の中で様々な困難に直面している現状があります。また、卒業後社会に出た際には、さらに予測不可能な困難に直面することが考えられます。そのようなことに対して、晴眼者からの助言には限界があります。児童生徒の困り感や不安感について、当事者目線で受け止め、助言ができる視覚障害者である教育相談員の配置が急務と考えていますので、以下の事を要望いたします。

①社会経験の豊富な視覚障害当事者の教育相談員の配置について御配慮をお願いします。

回答（県立学校人事課）

視覚障害特別支援学校につきましては、教育相談担当として1名の教員を県単独措置で配置しております。引き続き教育相談担当として1名の教員を配置できるよう努力してまいります。

3 東洋療法研修センターの加配について

平成30年度本校高等部専攻科に念願であった東洋療法研修センターを開設することができました。心より感謝申し上げます。このセンターは、高等部専攻科における理学療法教育の充実と卒業生の理学療法教育・臨床教育に特化した研修を行うとともに、理学療法の普及啓発を行っています。視覚障害者の社会参加の拠点となる学校として、多くの期待に応えられるよう鋭意努力しております。

しかし、現在の運営については、従来の高等部専攻科職員があたっており、通常の専攻科授業等と併せて東洋療法研修センターを運営しております。そのため、時間的制約があり、十分な対応が困難な状況が続いています。理学療法に係る全県の視覚障害者の期待に応え、また、理学療法教育の充実を進めるため、以下の事を要望いたします。

①東洋療法研修センターを機能的に運営するため加配について御配慮をお願いします。

回答（県立学校人事課）

高等部専攻科の教職員定数は、国の標準法に規定されておらず、教職員は県単独措置で配置しております。現在の厳しい財政状況の中で、県単独による今以上の教員配置、または加配は困難です。

事務職員についても、高等部専攻科における新たな職員の配置につきましては、厳しい県財政状況から困難でございますが、現在の配置基準を維持できるよう、引き続き努力してまいります。

【聴覚障害特別支援学校】

1 教員配置の充実・資質向上について

幼児・児童・生徒の発達段階や障害の重度・重複化に十分対応できる環境づくりのためには、教職員の配置や専門性の向上、人材育成が不可欠です。そこで、以下の事を要望いたします。

①発達段階や各障害種に応じた専門性がある教員（幼稚部…幼児教育、重複学級…知的障害、肢体不自由教育等）の配置をお願いします。

②ろう教育の指導経験がある教員、ろう教育を希望する教員を優先的に配置し、管理職には、ろう学校教員経験がある方の配置をお願いします。

回答（県立学校人事課）

聴覚障害の特別支援学校に、ろう教育の指導経験のある教員や専門性が高い教員を配置することは、重要だと考えております。また、幼稚部や複数の障害を有する児童生徒の指導のためにも、幼児教育や様々な障害種の専門性を有した教員の配置も重要だと考えております。同時に、特別支援教育全体の充実を考えた教員の配置を行うことも重要なことだと考えます。

今後とも、教員の配置・異動については、人事異動方針のもと、適材を適時に適所に配置することを基本として進めてまいります。管理職の配置についても、勤務経験も含め、適材を適所に配置するよう努めてまいります。

③ろう学校着任予定の教員に対し、聞こえにくさの体験等を行い障害特性に係る理解を推進する研修を充実するようお願いします。

回答（特別支援教育課）

平成28年4月に埼玉県手話言語条例が施行され、手話によるコミュニケーションの充実は大変重要であると認識しています。県として、平成23年度から大宮ろう学園、坂戸ろう学園の新転任教職員を対象に手話講習会を実施しています。実技演習を通して基礎的な手話の習得や、先輩教員から手話の勉強法など、手話を習得する機会を用意しておりますが、その内容の充実につきましては今後も引き続き検討してまいります。これからも様々な取組を通し、教員の着実な手話を習得する機会の提供に努めてまいります。

2 高等部入学について

居住地により入学できる学校が制限されると学校選択の自由がなく、聴覚障害のある生徒の実態から考えると人間関係や経験を広げることが難しい状況にあります。そこで、以下の事を要望いたします。

①居住地に関わらず、学校を選択できるようお願いします。

回答（特別支援教育課）

県立特別支援学校においては、公共交通機関の利便性やスクールバスの運行状況に基づく通学時間などに鑑み、通学区域を定めております。聴覚障害特別支援学校につきましては、両校共通の通学区域として3市（一部）2町を定めるなど、より柔軟に対応しているところです。また、個別の事情があり、県教育委員会がその事由が相当であると判断するケースについては、指定校変更として学区外の学校への通学もお認めしております。学校選択制につきましては、学校からも情報収集の上、現状の把握に努め、今後研究してまいります。

3 放課後デイサービスについて

聴覚障害のある児童が放課後利用できるサービスが限られた地域にしかありません。そこで、以下の事を要望いたします。

①聴覚障害のある児童が利用できる施設の充実をお願いします。

回答（障害者支援課）

民間事業者等の協力を得ながら、必要な事業所の確保に努めてまいります。

【肢体不自由特別支援学校】

1 学校施設の充実（教室、スロープ、エレベーターの増設等）及び過密解消について

新校設置等による学区編成後も児童生徒数の増加により、過密の状況が解消されていません。また、学区が広いことでバス乗車時間が長く、児童・生徒の心身への負担がかかっています。各学校及び地域における現状を再度把握いただくとともに、以下の事を要望いたします。

①通学区域をバス乗車時間が60分以内になるよう検討をお願いします。

回答（特別支援教育課）

肢体不自由特別支援学校につきましては、通学区域が広域であり、地域によっては、通学への負担が大きいため、児童生徒や保護者が大変な御苦勞をされていることは、大きな課題であると受け止めております。

県では、毎年バス利用人数や通学時間等について各学校へ実態調査を行い、さらに児童生徒数の増加等による増便等の利用見込数等調査を年4回実施し、各学校の実態を把握するよう努めております。その調査などを基にして各学校に毎年度運行ルートの見直しを依頼し、県では増車、型式変更を検討し、運行時間の短縮化・平準化に努めております。平成30年度は、児童生徒数の増加に伴い、3台のバスの増便と3台の型式変更をいたしました。特別支援学校は通学区域が広く、特にリフトを用いた車いすの乗降に時間がかかるため、大幅な通学時間の短縮にはつながりにくい状況ですが、平成30年度の全ての特別支援学校の平均運行時間は約1時間となっております。

今後も地域ごとの状況を勘案しながら、厳しい財政状況の中、増車や形式変更、運行経路の見直し等を行い、引続き時間短縮に向けて努力してまいります。

②県南に肢体不自由特別支援学校の新設又は平成33年4月開校予定の県南部地域特別支援学校の知肢併置化への検討をお願いします。

回答（特別支援教育課）

肢体不自由特別支援学校につきましては、通学区域が広域であり、地域によっては、通学への負担が大きいため、児童生徒や保護者が大変な御苦勞をされていることは、大きな課題であると受け止めております。

県内では、都市部を中心に依然として知的障害のある児童生徒が増加しております。そのため、増加する知的障害のある児童生徒への対応として、平成33年4月の開校を目指し、戸田翔陽高校の敷地内に新たな特別支援学校の整備を進めております。今年度からは工事にも着手いたしますので、これから知肢併置化することは、大変難しい状況です。

肢体不自由特別支援学校の今後の対策につきましては、新たな特別支援学校の設置による県全体の過密解消効果や児童生徒数の推移を見極めながら、検討してまいりたいと考えております。

2 医療的ケアについて

(1) 保護者の付き添いについて

校外学習や宿泊学習においては、保護者が付き添いをしている現状です。また、人工呼吸器を使用しながらでも通学できる児童生徒が増えています。そこで以下の事を要望いたします。

①児童・生徒の自立促進や保護者負担の軽減のためにも、校外学習や宿泊学習に保護者の付き添いを無くせるように、体制の検討をお願いします。

回答（特別支援教育課）

校外行事への看護教員の同行については、各学校の状況を踏まえ、校長の判断で実施できることとしておりますが、多くの学校では校内の医療的ケアを優先しており、医療機関との連携協力体制や緊急時対応に課題があるなどの理由で、看護教員が同行できていない状況もあります。

県では、今年度、モデル事業として県立特別支援学校3校において、校外行事における医療的ケア実施のための非常勤看護師の配置も実施いたしました。

今後も医療的ケア実施体制の整備を進め、保護者の負担軽減が少しでも図られるよう努めてまいります。

②医療的ケア専用バス導入の検討をお願いします。

回答（特別支援教育課）

東京都では今年度2学期から医療的ケアが必要な生徒専用のスクールバスの運行を始めたと聞いております。本県で同様の事業を実施するにあたっては、東京都の事例も参考に、医療的ケアが必要な生徒の通学環境の改善に向けて研究してまいります。

③呼吸器を使用している児童・生徒に付き添いがなくても登校できるよう、検討をお願いします。

回答（特別支援教育課）

平成28年度、人工呼吸器管理が必要な児童生徒のケアについて、保護者以外による実施の可能性を、専門医や校長等からなる医療的ケア運営協議会で検討いたしました。その結果、人工呼吸器管理が必要な児童生徒の痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアについては、一定の条件が整えば、個別に判断の上、看護教員が実施できることとなりました。しかしながら、人工呼吸器の管理については、生命に直結するため、現状の体制では特別支援学校の看護教員が実施することは難しいとの判断に至っております。

今後も引き続き、医療的ケア運営協議会において、保護者待機の要件等について審議を進めるなど、安全性に配慮しながらも保護者の負担軽減が少しでも図られるよう、他県の先進事例も参考に検討してまいります。

(2) 担当教員について

円滑な授業の実施や医療的ケアの一層の充実が図れるよう、以下の事を要望いたします。

①医療的ケア担当教員の増員をお願いします。

回答（特別支援教育課）

県では、毎年医療的ケア担当教員研修会を実施して、担当教員の育成に努めております。今後も引き続き、医療的ケアに係る諸会議において、担当教員の必要性について周知を図るとともに、一層の育成に取り組むよう各学校に働きかけてまいります。

(3) シリンジでのショット注入について

胃ろうで注入している児童生徒に対して、看護教員による給食のミキサー食のシリンジでのショット注入を認めてください。給食は栄養バランスも良く、子どもの体調維持には必要です。さらに栄養剤の注入よりも時間短縮できるので、授業時間確保にもつながります。そこで以下の事を要望いたします。

①胃ろう注入の児童生徒への、看護教員による給食のミキサー食のシリンジでのショット注入を認めていただけるようお願いします。

回答（特別支援教育課）

胃ろうからの給食注入については、県の医療的ケア運営協議会でも審議いたしました。専門医からは、衛生面での心配の他、献立が異なる中で、栄養価など状態の違うものを日々注入することの消化吸収における心配などの所見をいただいております。引き続き、専門医の指導助言も踏まえ、研究をしてまいります。

(4) 訪問看護師の活用について

児童生徒の訪問看護師が学校内における処置や緊急時の相談・対応をスムーズに行えるような制度がなく、保護者対応や経費負担が増加しています。そこで以下の事を要望いたします。

①児童・生徒の訪問看護師が校内における処置や緊急時の相談・対応をスムーズに行えるような制度の新設をお願いします。

回答（特別支援教育課）

現在、保護者の代理人として、訪問看護師を含む看護師資格を有する者による医療的ケアを実施できる制度があります。しかしながら、学校管理下で行われる医療行為であることから、安全・安心を何よりも優先するため、ケアは特定行為の範囲内であること、代理人は固定されること、実施に際し学校と覚書を交わすこと等、様々な条件が付されております。

訪問看護師の活用につきましては、既存の制度の改善も含め、今後も引き続き研究してまいります。

【知的障害特別支援学校】

1 教育内容の充実について

知的障害特別支援学校の教育内容の充実について、以下の事を要望いたします。

①特別支援学校では、一人一人の力を最大限に伸ばすための系統的・計画的な教育活動に取り組んでいく上で、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成しています。これらの計画作成時に、外部専門家の意見などを取り入れられるようにしてください。また、書類の充実だけでなく、実際の授業がどう子供たちの指導に活かされ、どのような評価につながったかが大切です。子供たち一人一人の適性が十分に引き出されるような指導が行われるように、教職員の資質の向上を図ってください。

回答（特別支援教育課）

知的障害特別支援学校では、児童生徒一人一人の力を最大限に伸ばすために「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、一人一人に応じた指導を計画的に行っております。実際の授業では、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を踏まえて、しっかりとしたねらいを持って取り組み、それに基づいた評価が行われる必要があります。そのため各学校においては、研究授業等を行うことで、より児童生徒の教育的ニーズに即した授業づくりを進めているところです。

県としても、教職員の資質向上のため、特別支援学校を訪問して行う授業視察及び指導講評の際に、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づいた授業の実施や評価のあり方について指導してまいります。

②知的障害特別支援学校の在籍児童生徒数は、特に県東南部で増加しています。過密化解消のため、県東南部の校区再編成や新校（高等部単独校を含む）の設置、分校の増設をお願いします。また、その他の地域でも、児童生徒数の増加により、特別教室から普通教室への転用や教室の間仕切りなどをせざるをえない状況であり、すでに対応の限界を超えています。児童生徒の教育環境確保へ向けた、改善の見通しをお示しください。

回答（特別支援教育課）

特別支援学校に在籍する児童生徒数は、都市部を中心に、依然として増加傾向が続いており、総合的な観点から効果的な対策が行えるよう検討を進めているところです。特別教室を普通教室へ転用せざるを得ない状況があることも認識しております。こうした状況を踏まえて、教育局では、特別支援学校の施設整備を含めた環境整備に関する計画を策定するための検討会議を設置し、現在進めております。

今後の整備につきましては、計画策定検討会議での議論も踏まえて、児童生徒数の推移などを見極めながら、検討してまいります。

③特別支援学校の校舎に見合った定員数を定めていただく仕組みについて国等に働きかけてください。

回答（特別支援教育課）

学校の児童生徒数と施設等の関係を定めるものは、「学校設置基準」となりますが、特別支援学校の「学校設置基準」は、整備されておられません。特別支援学校設置基準に係る国の見解は、「特別支援学校については、在籍する児童生徒の障害の状態に応じ、必要となる施設や設備が様々であることなどから、その施設や設備について一律の基準を設けることは困難である」というものでございます。

県といたしましては、「学校設置基準」を含む特別支援学校の施設・設備の在り方について、他県とも連携を図りながら、引き続き、国との情報交換に努めてまいります。

④市町村教育委員会において、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた適切な就学判断が行われるように、県として働きかけをお願いします。

回答（特別支援教育課）

障害のある幼児児童生徒の就学につきましては、各市町村教育委員会が、子どもの状況、本人の教育的ニーズ、学校や地域の状況等を把握し、就学支援委員会における専門家の意見を参考に総合的に判断し、本人・保護者の意向を十分に尊重し、合意形成を図った上で決定しています。

県では、市町村教育委員会の担当指導主事を対象とした会議において、就学支援のあり方について周知を図るとともに、特別支援学校の担当者との情報交換ができる場を設定しております。

今後も、適切な就学支援が行われるよう市町村教育委員会と連携を図ってまいります。

＜福祉部関係＞

1 放課後等デイサービス・卒業後に利用できる新規事業について

放課後等デイサービス及び児童発達支援事業については、年々事業所も増えて利用しやすくなりましたが、預かり時間が短く、保護者の仕事や家事への支障がきたしています。また、在学中または卒業後に医療的ケアや重心身の児童生徒が利用できる施設が不足しています。そこで以下の事を要望いたします。

①放課後デイサービスや卒業後の福祉就労・デイサービスの受け入れ時間の延長・施設の充実等の柔軟な制度の見直しをお願いします。

回答（障害者支援課）

放課後等デイサービスについては、運営方法が国の法令等で定められており、これに基づき各事業者が運営しているところです。利用者のニーズに沿ったサービスが提供できるよう、適切な運営を事業者に指導するとともに、必要に応じ制度の改正等についても国へ働き掛けてまいります。

②医療的ケアや重症心身の児童・生徒・卒業生が利用できる施設の充実をお願いします。

回答（障害者支援課）

放課後等デイサービスについては、今年度の報酬改定により、これまで一律の単価設定となっていた基本報酬について、重度の障害児を多く受け入れている施設に対しては報酬を厚くすること、また、医療的ケアが必要な重度障害児に対応できるよう、看護職員配置に係る加算が創設されたところです。今後、増加するであろう医療的ケア児を支援するため、必要な事業所の確保に努めてまいります。

また、県では、障害者の自立した生活を支援するため、生活訓練などを行う障害福祉サービス事業所の整備を支援しておりますほか、自立した生活が困難な方や日常生活上の援助を必要とする方の地域での自立を支援するため、グループホームの整備、運営も支援しております。今後も、引き続き、障害福祉サービス事業所、グループホームの整備を促進してまいります。

③生活介護や就労支援で過ごした後に利用できる、放課後等デイサービスと同様の新規事業を国に働きかけてください。

回答（障害者支援課）

現在、国庫補助制度として「地域生活支援事業」というものがあります。これは、障害児者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するものです。市町村が実施主体となっていくこの地域生活支援事業の中に、「日中一時支援」というものがあり、これは、障害児者の日中における活動の場を確保し、障害児者の家族の就労支援及び障害児者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。その事業内容は、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害児者に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行うものです。こうした国庫補助制度がありますので、市町村の障害福祉担当課とよく御相談していただければと思います。

2 生活、負担軽減について

生活の負担軽減のために、以下の事を要望いたします。

①市町村によって補助や助成に差がありますので、できるだけその差を解消するよう県から働きかけをお願いします。

回答（障害者支援課）

市町村が実施している補助や助成につきましては、各市町村が地域の特性や財政状況などを踏まえ、対象及び内容などを要綱等で定め独自に実施しているところです。

県としましては、貴団体から要望があった旨を、市町村助言などの機会を通じて伝えてまいります。

②放課後デイサービスや居宅介護等のサービス利用料の所得による上限金額差を少なくして下さい。

回答（障害者支援課）

障害者総合支援法では、障害福祉サービスを利用した場合、利用したサービスに要する費用の一部を利用者が負担することになっています。負担上限額としては応能負担が原則で「家庭の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額」と決められており、具体的には市町村民税の課税・非課税や生活保護世帯で異なります。これは全国一律の制度となっておりますのでご理解ください。

③歯科口腔センターのような、障害者専用の病院を耳鼻科や眼科でも作って下さい。医療従事者への障害者理解の啓発と併せ、医師会にも働きかけをお願いします。

回答（医療整備課）

県では、平成28年4月に施行された障害者差別解消法に伴い、厚生労働省が策定した医療事業者向けガイドラインを医師会、歯科医師会へ通知し医療機関あて周知するよう依頼しています。

事業者における障害者差別解消に向けた取組は、各事業所各事業者による自主的な取組が期待されているところですが、国の動向等を踏まえ制度の普及啓発等、適切に対応してまいりたいと考えております。

④市町村によってはPT（理学療法）、OT（作業療法）の施設がない地域があります。受けられる医療に差がないよう医療機関の充実をお願いします。

回答（医療整備課）

埼玉県では、保健医療圏ごとに必要な医療提供体制の構築のため、地域保健医療計画を策定しており、その中で各地域における必要な医療資源を明らかにし、将来必要な医療需要を示した地域医療構想を定めて、各地域で進める適正な医療構想を構築するため、必要な助言等を行っています。

引き続き、地域における医療提供体制の構築のため、適切な助言指導等を行ってまいります。

〈産業労働部・県土整備部・企画財政部・埼玉県警察本部〉

（産業労働部就業支援課）

障害者の就労について、以下の事を要望いたします。

①県の公共施設等での障害者の採用枠をもっと増やしてください。また、送迎についても対応していただけるようお願いします。

回答（総務課・人事課）

埼玉県では、身体障害者及び精神障害者を対象とした職員採用選考を実施しています。また、県教育委員会においては、教育局本課や県立図書館などの教育機関、県立学校において、障害者の方を非常勤職員として採用しております。平成30年10月には、県教育委員会における障害者雇用の推進方策を検討するため、外部有識者等で構成する「障害者雇用推進委員会」を立ち上げました。この委員会による報告を踏まえ、障害者雇用の拡大に取り組んでまいります。

埼玉県では「身体障害者及び精神障害者を対象とした埼玉県職員採用選考」を行っております。平成27年度には受験要件の身体障害の程度を1～4級から1～6級まで拡大し、平成29年度には年齢上限を29歳から34歳（受験年度の4月1日現在の年齢）に引き上げました。また、平成30年度からは身体障害者に加え、受験資格を精神障害者にも拡大し、受験対象者の拡大を図っております。このほか、身体・知的・精神に障害のある方を対象にした臨時職員の採用を実施しております。また、福祉部、産業労働部と共同で身体・知的・精神に障害のある方を対象にした職場実習を実施しております。

国や他県の状況等についても注視しつつ、引き続き、職員採用選考や職場実習、臨時職員採用の取組を継続し、障害者の雇用推進に取り組んでいきたいと考えております。

②企業に対して、障害者の採用枠の拡大を積極的に働きかけてください。

回答（雇用労働課）

県では、昨年4月に、これまでの雇用開拓、就労支援、そして定着支援を一体として運営する障害者雇用総合サポートセンターを新たに設置し、企業における障害者雇用を支援しています。

今年度は障害者雇用開拓員を1名増員し、計6人により、法定雇用率を達成していない企業を中心に訪問し、直接経営者に障害者の受入れを強く働きかけています。また、障害者雇用を検討する企業に対して、専門的な助言や雇用の提案などを行っています。さらに、就労後の職場定着を支援するため、働きやすい職場環境づくりをアドバイスするジョブコーチを企業に派遣しています。

今後も引き続き、障害者の働く場の拡大に向けて取り組んでまいります。

③就労継続支援 A 型や企業就労した生徒は、最低賃金の保証があっても就労時間や日数に制限があり、自立した生活を送ることが難しい状況です。自立できる収入が得られるような制度を作っていただけるようお願いいたします。

回答（雇用労働課・障害者支援課）

県では、障害者雇用総合サポートセンターにおいて、企業における障害者雇用を支援しています。サポートセンターでは、企業に対して、障害の特性に合った業務内容や勤務日数、勤務時間などについてアドバイスするなど、障害者本人が個々の能力を發揮しやすい職場環境づくりを支援しています。就労時間や日数は、各企業で決定するものではありませんが、誰もがその意欲と能力に応じて、それぞれの希望に沿った仕事に就くことが可能となるような社会に向けた環境を整えていくことが大切です。

今後も引き続き、障害者雇用総合サポートセンターにおいて、企業において障害者の方が活躍できる環境づくりを支援してまいります。

障害者総合支援法では、事業者の責務として、「指定事業者等は障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない」と規定していますので、県では、法の精神に則り、適切に指定事務を行ってまいります。

また、就労系の障害福祉サービス事業所については、特に就労継続支援 A 型については、近年急な廃止による利用者の大量解雇が相次ぐといったことが見受けられます。

県としては、そういった事態が生じないように、新規指定はもとより、既指定の事業所の運営についても適切に行われるよう監督指導してまいります。

（県土整備部道路環境課・企画財政部交通政策課）

登下校の地域環境整備について、以下の事を要望いたします。

①駅の点字ブロック、ホームドアの設置について、昨年度より新たな設置情報等あれば教えてください。

また、引き続き鉄道事業者に対しての働きかけをお願いいたします。

回答（交通政策課）

内方線付き点状ブロックにつきましては、平成 29 年度は 24 駅の整備が行われ、そのうち県では JR 武蔵野線東所沢駅、東武東上線東松山駅など 12 駅の整備に対して補助を行いました。これにより、県内の 103 駅に整備がなされました。平成 30 年度は 14 駅の整備が行われる予定であり、そのうち県では JR 高崎線行田駅、東武日光線幸手駅など 8 駅での整備に対する支援に向け調整を進めています。

次に、ホームドアにつきましては現在県内の 13 駅で稼働しており、更に今年 3 月には、東武東上線朝霞駅上り線ホームでの使用開始を予定しております。このほか JR 京浜東北線川口駅、西川口駅及び南浦和駅が平成 31 年末までに、蕨駅及び北浦和駅が平成 31 年度末までに、東武伊勢崎線新越谷駅、北越谷駅、東武東上線志木駅及び西武新宿線・池袋線所沢駅が平成 32 年度末までに、それぞれ整備される予定です。

今後も、視覚障害者の方々が安心して安全に鉄道を利用できるよう、鉄道事業者に対し内方線付き点状ブロックやホームドアの整備を働きかけていくとともに、県としてもこれらの整備に対する補助事業を地元市町とともに実施することにより、鉄道事業者の取組を支援してまいります。

②駅の出入り口にスロープを設置するよう、鉄道事業者に対しての働きかけをお願いいたします。

回答（交通政策課）

県では、鉄道を誰にとっても利用しやすいものとするため、駅施設におけるスロープ設置事業に対する補助制度を設け、地元市町とともに鉄道事業者を支援しています。

今後も、この補助制度を活用し、駅施設におけるスロープ設置を促進してまいります。

【追加質問1】

特別支援学校の過密状況について、平成33年に新しく開校することによって解消を目指すとのことだが、今の現状を考えると、焼け石に水なのではないか。それで今の過密状況はいつ解消できる見込みはあるのか。開校がどれだけの解消になるのか、具体的に知りたい。また、特別支援学校設置基準に関わる国の見解も聞いているが、現状は空き教室もなく、狭い教室に生徒がたくさん詰め込まれている状況である。いろいろな対策をとってもらいたい。国の見解として、一律の設置基準を設けることは困難であるとのことであるが、近隣の県とも協力しながら、ぜひこの特別支援学校の設置基準を整備してもらいたい。

回答（特別支援教育課）

特別支援学校の児童生徒数の状態は、県南部だけでなく、全県的に過密状態である。現在、特別支援学校に在籍する生徒の割合は、平成19年年度は義務教育全体で0.2%だったのに対し、平成30年年度は0.6%と増加している。児童生徒の全体数が減る中で、特別支援学校へ入学する児童生徒数は増加しており、これは全国的な傾向である。増加している理由として考えられるのは、特別支援教育への理解が深まったことや、特別支援学校での専門的指導や就労への期待が広まったことが挙げられる。児童生徒数の増加に伴い、新しく学校を作っていく必要性は当然感じているが、同時に、全小中学校が共生社会として特別支援教育を受け入れていく視点も大切であると感じている。また、国の設置基準に関しては、その内容は必要最低限度の基準を設けてあるにすぎず、その基準に縛られる必要はないと思っている。設置基準とは別に、施設整備指針というものがあり、そちらのほうが個別の障害に配慮した内容となっているため、これからも国の設置基準だけにこだわるのではなく、児童生徒にとってより良い環境を一番に考えていきたい。

【追加質問2】

校外行事における看護教員の同行について、各学校長の判断で実施できることとあるが、実際に今年度行われた医療的ケアの具体的な条件や実施例について教えていただきたい。

回答（特別支援教育課）

同じ学年に複数名医療ケアが必要な子が在籍しており、その学年が全員校外に出るときに看護教員が同行したという事例があるが、基本的には校内での医療ケアを優先しており、国や県の協議会からも校外での医療ケアは慎重に行うように言われている。そのため、今後もしできるだけ校外での医療ケアは慎重に行っていく考えである。

【追加質問3】

聴覚障害特別支援学校の学区外入学についてお聞きしたい。坂戸ろう学園の被服科に進学したいが、学区が大宮になるため、学区外となってしまう。その場合、住所を移さない限りその選択はできないのでしょうか。

回答（特別支援教育課）

今年度においては、入学選抜試験実施要項において通学区域、入学資格が定められているため、学区外からの進学は難しい。今後は両校の校長からそのような要望があることを聞きながら、検討していきたいと思う。

【追加質問4】

あるお母さんから、特別支援学級に通いながら不登校となっている子どもがおり、その子を特別支援学校へ入学させたいという相談があった。けれども市の教育委員会からは、地域の特別支援級を勧められ、特別支援学校への入学許可は下りなかった。より対応の難しい子は支援学校で受け入れてもらってもいいのではないかいる。教育委員会の人によっても判断基準が違ってくることのないよう、その辺のご指導をしてもらいたい。

回答（特別支援教育課）

各市町村によって教育委員会の就学相談のスキルに差が出ることがないよう、これからも指導、支援を続けていきたいと思う。